

資料 4

先導的情報通信人材育成

推進委員会（第3回）

H18. 5. 9

先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム審査基準 (案)

先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラムの審査は、先導的情報通信人材育成推進委員会（以下「推進委員会」という。）が、この審査基準に従い行うものとする。

1. 書類審査

推進委員会は、「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム申請書」について、「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム審査要項」（以下「審査要項」という。）中、「IV 審査方針」の各項目に留意し、個別に書類審査を行う。当該審査の結果をもとに、推進委員会の合議によって、表 1 に示す区分により、面接審査の対象となる教育プロジェクトを決定する。

表 1

区 分	評 価
A	面接審査を実施する。
B	面接審査を実施しない。

2. 面接審査

推進委員会は、「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム面接審査要項」に従って面接審査を行い、表 2 に示す区分により評価を行う。

表 2

区 分	評 価
4	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、特に優れた特徴を有するものであり、積極的に推進すべきである。
3	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、優れた特徴を有するものであり、着実な成果が期待できる。
2	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、一部に評価すべき内容を含むものの、全体的な水準の確保のためには、更なる検討が必要である。
1	この教育プロジェクトは、本事業の審査要項に照らし、必要な水準確保のために見直しが必要である。

3. 教育プロジェクトの選定

推進委員会は、面接審査の結果をもとに、合議によって表 3 に示す区分により総合評価を行い、選定すべき教育プロジェクトの決定を行う。なお、区分 B の「余裕があれば選定する」との評価となった教育プロジェクトについては、推進委員会委員長が予算の執行状況を踏まえ選定について決定する。

表 3

区 分	評 価
A	選定する。
B	余裕があれば選定する。
C	選定しない。